

議会議案第 6 号

旧統一教会の宗教法人解散（法人格取消）請求を求める意見書の提出について

旧統一教会の宗教法人解散（法人格取消）請求を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

令和 4 年（2022年）12月22日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	武野裕子
同	同	上	吉岡和江
賛成者	同	上	竹田ゆかり

旧統一教会の宗教法人解散（法人格取消）請求を求める意見書

旧統一教会における「宗教2世」への宗教的虐待の実態や、その影響によって成人後も苦しんでいる「2世たち」の存在が注目されるようになった。「2世たち」は、親が多額な献金をすることによる困窮や、組織的な信仰の強要とそれに伴う様々な人権侵害によって傷つき続けている実態がある。

10月7日、「旧統一教会2世」の方が記者会見を開き、その実情を訴えた。それに対する旧統一教会の対応は、会見の中止を要求するなど、自らの問題について反省しない態度をとっており、看過できない状況となっている。

旧統一教会については、政治家や行政との関わりも報道されている。共同通信社が10月9日に配信した世論調査結果によれば、政治家と旧統一教会との関係についての調査を不十分とする回答が83.2%に上った。旧統一教会が長期にわたり政治家に広範囲に浸透したのは、多くの政治家が統一教会問題を過去のものとして捉えてきたことも大きな原因と指摘されている。

もっと以前に、宗教法人法第81条による解散請求を行い、旧統一教会に対する解散命令がなされていれば、今日に至る事態悪化が避けられたのではないかと。国が認証した宗教法人がこのような状態にあるのを放置していいのか。当事者の方々から、このような声が上がっている。

旧統一教会は、戸別訪問や街頭勧誘などで、旧統一教会であることを相手に認識させずに勧誘し、時に宗教勧誘であることすら認識させずに、ビデオ学習や念入りな対話を通じて教義を刷り込み、相手の共感や従順さを確立してから入信させ、その上で、先祖を供養しなければその因縁によって不幸なことが起こったり、死後地獄に落ちたりするといった教義によって恐怖を与え、精神的に追い込む。結果、不幸を避ける方法として高額な献金をさせるという手口である。

このことが「宗教2世」を含めた信者たちの経済的困窮を生み出し、宗教的な強迫観念に駆られた信者である親が子どもに信仰の強要等の宗教的虐待を行う原因になっているとも指摘されている。

近年では、勧誘時に法人名を名乗る場合もあり、その際も、「国から認められている団体」などと虚偽の内容を告げて勧誘することがある。宗教法人の認証制度は、団体の質を国が保証するものではなく、宗教法人制度の悪用にほかならない。

旧統一教会は信者ではない不特定多数の一般市民をも不幸のスパイラルに巻き込んでいる宗教法人であり、社会的に大きな問題であることは、この間の国会における議論や「救済新法」の制定からも明らかとなった。

旧統一教会への解散命令は、あくまで宗教法人格の取消命令のことである。信仰集団としても、個々の信者としても、その信仰活動が禁止されるわけではない。「信教の自由」を損なうものではなく、「人を不幸にしない」社会を実現するための必要最低限の法的対応に過ぎない。

仮に、裁判所が政府による解散命令の請求を認め、解散命令を出した場合、旧統一教会は税制優遇の面も含めた制約を受け、結果として組織の規模や活動が一定程度縮小することで、新たな被害者の発生も一定程度抑制されると考えられる。

解散命令によって、過去の被害が直ちに回復されるわけではなく、将来の被害がゼロに近くなるわけでもないが、せめて旧統一教会への宗教法人格を早期に取り消す必要がある。解散命令の請求について早期に結論を得るよう政府に求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）12月26日